

公立豊岡病院組合広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公立豊岡病院組合（以下「組合」という。）が保有する資産を広告媒体として活用する際の広告掲載基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「広告媒体」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 組合が発行する印刷物
- (2) 組合が所管又は管理するホームページ
- (3) 組合が所有する土地、構造物等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告媒体として活用できるもの

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 組合の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業を営む者の広告は、掲載しない。掲載中において、これらの業種、事業者等に該当するに至った場合も、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける業者
- (2) 風俗営業類似の業者
- (3) 消費者金融業者
- (4) たばこ業者
- (5) ギャンブルに関わる業者
- (6) 宗教団体
- (7) 葬儀関係業者
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (9) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者
- (10) 占い、運勢判断に関する事業者
- (11) 興信所・探偵事務所等
- (12) 結婚相談所等
- (13) その他管理者がふさわしくないと判断した事業者

(広告掲載の基準)

第5条 広告掲載する広告は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 公正かつ真実であるもの
 - (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないもの
 - (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したもの
 - (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したもの
 - (5) 組合の事務又は事業に支障を及ぼさないもの
 - (6) 広告媒体の本来の用途又は目的を妨げない範囲内で行うもの
 - (7) 広告を掲載する事業者が、組合から広告内容について了解を得ているもの
- 2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しない。掲載中において、これらに該当するに至った場合も、同様とする。
- (1) 責任の所在が明確でないもの
 - (2) 虚偽のおそれのあるもの
 - (3) 誤認又は錯覚させるおそれがあるもの
 - (4) たばこに関するもの
 - (5) 宗教団体の勧誘又は布教活動に関連するもの
 - (6) 政治活動に関係するもの
 - (7) 組合の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - (8) 消費者保護の観点から適切なものでないとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示及び誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - (9) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 性的感情を刺激するもの
 - ウ 犯罪を誘発するおそれのあるもの
 - エ 粗暴性、残虐性を助長するもの
 - (10) その他管理者が不適切であると認めたもの

(屋外広告に関する基準)

第6条 組合が管理する土地に設置する屋外広告は、兵庫県屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）第6条に定める許可を必要とする。

(組合のホームページに関する基準)

第7条 組合が管理するホームページに掲載する広告に関しては、ホームページに掲載される広告だけでなく、該当広告がリンクしているホームページの広告内容についてもこの基準を適用する。

(個別の基準)

第8条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質や業種の区分等に応じて、広告内容及び表示等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を定めるものとする。

附 則

この基準は、平成22年2月10日から施行する。

この基準は、令和7年4月1日から施行する。